○我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成９年３月25日規則第11号

改正

平成17年５月24日規則第44号

平成21年６月５日規則第42号

平成28年３月28日規則第23号

平成29年９月27日規則第40号

平成30年３月19日規則第５号

我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成９年条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第２条　条例第12条第１項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第１号）に次の表に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置 |
| ２面以上の立面図 | 縮尺及び開口部の位置 |
| ２面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ |

２　市長は、前項の規定による申請を許可したときは、許可通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（許可内容の変更）

第３条　許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときは、許可通知書を添付して、その変更について前条第１項の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が既に許可を受けた事項の範囲内であるときは、設計変更承認申請書（様式第３号）に許可通知書及び変更図書を添付して、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更を許可し、又は承認したときは、許可通知書又は設計変更承認通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

（名義変更届）

第４条　許可を受けた建築物の建築主の住所又は氏名に変更があったときは、名義変更届（様式第５号）に許可通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更通知書（様式第６号）により当該届出者に通知するものとする。

（申請の取下げ届）

第５条　第２条の規定による許可申請書を提出した者は、市長が当該申請について許可する前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第７号）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ届）

第６条　許可を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第８号）に許可通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第７条　市長は、許可が虚偽の申請、その他不正の行為によるものであることが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

（不適合建築物、敷地等の届出）

第８条　条例第８条第２項本文の規定の適用を受ける土地又は条例第13条の規定の適用を受ける建築物の所有者等は、当該土地又は建築物に係る不適合建築物・敷地等台帳（様式第９号）を建築主事に提出しなければならない。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成17年５月24日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第６条の規定による改正後の我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の規定（中略）は、平成17年４月１日から適用する。

附　則（平成21年６月５日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第５条の規定による改正後の我孫子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の規定（中略）は、平成21年４月１日から適用する。

附　則（平成28年３月28日規則第23号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年９月27日規則第40号）

この規則は、平成29年10月１日から施行する。

附　則（平成30年３月19日規則第５号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。